

受益者の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

**「ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ（愛称：ミルフィーユ）（資産形成型）
成長重視ポートフォリオ（資産形成型）」の繰上償還（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ（愛称：ミルフィーユ）（資産形成型） 成長重視ポートフォリオ（資産形成型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、純資産総額が少なく、受益権口数が信託約款で繰上償還ができると規定している30億口を大きく下回る状態が続いているため、同信託約款の規定に基づき、平成24年11月8日をもって繰上償還させていただきたく、お知らせ申し上げます。

（平成24年7月31日現在 純資産総額：1.98億円、受益権口数：2.30億口）

なお、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、当ファンドの繰上償還にご同意いただけない受益者の方は異議を申立てることができます。

※ 当ファンドの繰上償還に異議がない場合は、何のお手続きも必要ございません。

この度の繰上償還につきご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

また、投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の方々のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の日程

① 電子公告開始日	平成24年8月31日
※当社ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）上で公告します。	
② 異議申立期間	平成24年8月31日～平成24年10月4日
③ 金融庁届出日	平成24年10月16日
④ 繰上償還予定日	平成24年11月8日

2. 繰上償還の決定方法

異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が平成24年8月31日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定どおり平成24年11月8日をもって繰上償還いたします。

異議申立ての受益権合計口数が平成24年8月31日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行ないません。この場合、上記異議申立期間終了後すみやかに、繰上償還を行なわない旨を当社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

3. 異議申立ての方法

平成 24 年 8 月 31 日現在の当ファンドの受益者の方は、当ファンドの繰上償還に異議を申立てることができます。

異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、当社（大和証券投資信託委託株式会社）の下記窓口宛てに、ご郵送にてお申立てください。（異議申立ては、平成 24 年 10 月 4 日当社到着分までを有効とさせていただきます。）

① 宛先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 10 番 5 号
大和証券投資信託委託株式会社
「成長重視ポートフォリオ（資産形成型）」繰上償還に関する取扱窓口

② ご記入内容

(ア) 郵便番号、住所
(イ) 氏名、ふりがな、捺印
(ウ) 電話番号（平日の日中連絡先）
(エ) ファンド名、保有口数（平成 24 年 8 月 31 日現在）
(オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号（※）
(カ) 繰上償還に反対する旨

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。

(注) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立てをお受けできなくなる場合があります。

(注) 異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報、保有口数の確認等当ファンドの繰上償還にかかる事務遂行を目的として、取扱販売会社と当社繰上償還取扱部署の間で共同して利用させていただきます。

（異議を申立てる受益者の方へ）

当ファンドの繰上償還が実施されることとなった場合には、異議を申立てた受益者の方は、以下の手続きにより、保有されている当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

※ 異議を申立てた受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。繰上償還日まで引き続き保有すること、または、従来どおり取扱販売会社において解約請求をすることができます。

＜受益権の買取請求手続き＞

買取請求期間 平成 24 年 10 月 17 日～平成 24 年 11 月 5 日
① 当社より異議を申立てた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
② 受益者の方による買取請求書のご記入
③ 当社へ買取請求書のご送付
④ 当社から受託銀行へ買取請求書の送付
⑤ 受託銀行での買取請求書の受理および当該信託財産による買取りの受付
⑥ 受託銀行から受益者の方のご指定の口座へ買取代金の振込み

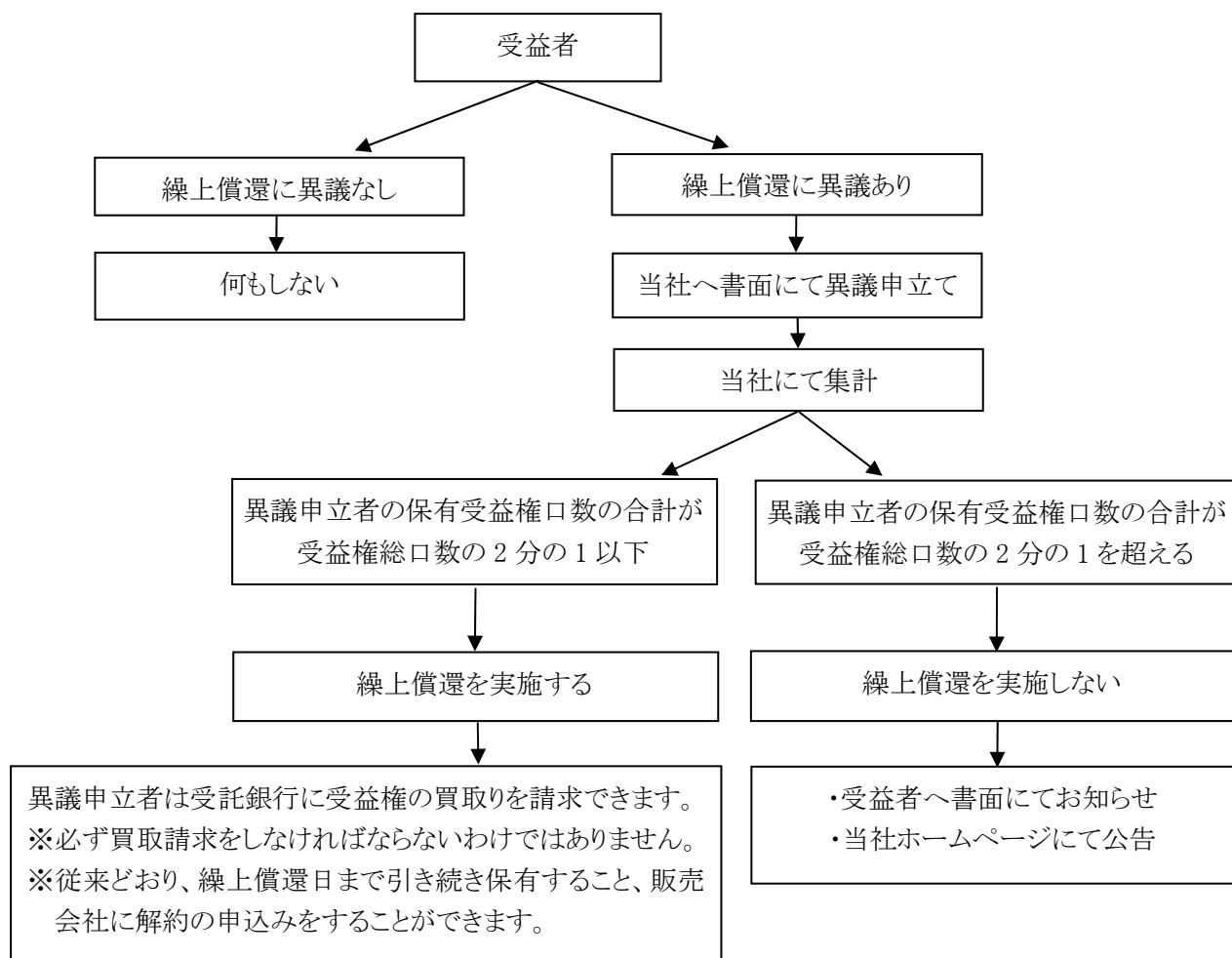
※ 上記の買取請求は当該繰上償還に対し異議を申立てた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

※ 買取りの価額は、上記⑤の受託銀行での買取請求書の受理日の翌営業日の解約価額（＝基

準備額) とさせていただきます。

- ※ 上記の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合があります。
- ※ 上記の買取請求が受託銀行で受理された受益権につきましては、取扱販売会社に対し解約請求のお申込みを行なうことはできません。
- ※ 買取請求書にご記入いただいた受益者の方の情報は、保有口数等を確認するため、取扱販売会社、当社買取請求取扱部署および受託銀行の間で共同して利用させていただきます。

4. (ご参考) 異議申立手続きの流れ



以上

<繰上償還に関するお問い合わせ先>

大和証券投資信託委託株式会社 コールセンター
電話番号：0120-106212 (営業日の9:00~17:00)